

# 利用規約書

相模原商工会議所 飲食宿泊業部会（以下甲という）と、 \_\_\_\_\_  
（以下乙という）とは、「相模原仕出し弁当.com（以下本サービスという）」の利用に関して、  
次のとおり合意する。

## 第1条（本サービス）

本サービスは、甲が相模原商工会議所ホームページを通して提供するお弁当受注サービスを総称する。

## 第2条（目的）

本サービスは乙の営業活動を甲が支援することを目的とし、乙は信義に則り誠実に本規約を遵守する。

## 第3条（登録）

乙は本サービスの登録にあたり、甲に対し次の各号の書類を提出するものとする。

- 一 相模原仕出し弁当.com 事業参加申込書
- 二 営業許可証の写し（営業の種類：飲食店営業）
- 三 PL保険または総合保険の掛金充当金領収証（写）、証明書（写）等
- 四 衛生管理計画（HACCPに沿った衛生管理計画）
- 五 会社案内
- 六 メニュー表

## 第4条（乙と発注者の関係）

甲は、第1条のサービスを提供するものであり、発注者と乙の間における売買契約、商品等の納入、代金の支払い等は乙の責任において行うものとする。

## 第5条（遵守事項）

乙は商品等を納入するにあたり、HACCPに沿った衛生管理計画を作成し、計画に基づき衛生管理を実行しなければならない。また実行した内容は記録表に記録しなければならない。

## 第6条（重要事項の変更）

乙は、次の各号に掲げる事項に変更を生じた場合には、遅滞なく甲に通知しなければならない。

- 一 事業所名、代表者名、所在地、連絡先

二 事業参加申込書に記載した内容で変更が生じた場合

②前項に規定する通知が遅延したことにより乙が損害を被った場合、甲は一切の責任を負わないものとする。

#### 第7条（本サービスの提供の停止等）

甲は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、乙に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとする。

- 一 本サービスにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合
- 二 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
- 三 その他、甲が本サービスの提供が困難と判断した場合

②甲は、本サービスの提供の停止または中断により、乙または第三者が被ったいかなる不利益または損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとする。

#### 第8条（損害賠償）

乙が本規約に違反した場合、その他乙の責に帰すべき事由により甲並びにその利害関係者が損害を被った場合には、乙はこれを賠償しなければならない。

#### 第9条（登録の取消）

乙が次の各号に該当した場合には、甲は催告なく本サービスの登録を取消することができる。

- 一 相模原商工会議所を脱会した場合
- 二 本規約に違反した場合
- 二 銀行取引停止処分、仮差押、仮処分、もしくは強制執行を受けた場合
- 三 破産、和議開始、会社更生法手続き開始、会社整理もしくは特別精算の申し立てがあったとき
- 四 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- 五 上記に掲げる事項の他、甲が本規約の存続が困難と判断する事由が乙において生じた場合

#### 第10条（製造物責任）

乙は成約した取引に関し、食品衛生法・製造物責任法（PL法）および関連法に触れることにより顧客に疑義が生じた場合あるいは乙の責に帰すべき事由により不足の事態を生じさせた場合には、乙の責任と負担においてすべて解決するものとし、甲に一切の責任をかけたものとする。

第 11 条（サービス内容の変更等）

甲は、乙に通知することなく、本サービスの内容を変更または本サービスの提供を中止することができるものとし、これによって乙に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

第 12 条（利用規約の変更）

甲は、必要と判断した場合には、乙に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとする。

第 13 条（有効期間）

本規約の有効期限は令和 年 月 日から令和 年 月 日までの1年間とし、期間満了1か月前迄に甲乙何れかから解約の申し出なき場合は、更に1年間更新されるものとし、以後これを継続する。

第 14 条（その他）

この規約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上決定する。

以上の内容を明確にするため本規約書を作成し、甲乙互いに署名捺印し、各1通を所有する。

令和 年 月 日

甲 神奈川県相模原市中央区中央 3-12-3  
相模原商工会議所 飲食宿泊業部会  
部会長 原 幹朗

乙